

記者発表資料

平成15年10月27日
九州地方整備局

川辺川ダム建設事業に関する熊本県収用委員会の判断について

標記につきまして、別添のとおり国土交通省九州地方整備局長のコメントを配布いたします。

問い合わせ

九州地方整備局 代表092-471-6331

広報広聴対策官 鳥巢 英司 内線 2117

河川部 河川調査官 塚原 健一 内線 3153

用地部 用地第一課長 中尾 晃史 内線 4751

(別添)

川辺川ダム建設事業に関する熊本県収用委員会の判断について

- 1 起業者としては、これまで、土地収用法上、川辺川利水訴訟控訴審判決により本件裁決申請が直ちに却下要件に該当することはないと審理において説明してきたところであり、今回、それがご理解いただけたと考えています。
- 2 川辺川ダム建設事業は、球磨川流域住民の生命及び財産を守るため不可欠なものであり、速やかに完成させる必要があるものです。
- 3 その一方で、現在、地元の意思により進められている新利水計画策定に向けた取組みを起業者としても尊重する必要があると考えており、その内容が明らかになるのを待って今後の対応を検討してまいりたいと考えております。